裏面にも設問があります。



喫煙環境に関する実態調査 【不動産管理事業者票】



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

	政府統計コード	9NCS	
	調査対象者ID		
	パスワード		
法人番号		された13桁)に変更等がありましたら 書きにて訂正・加筆をお願いします。	
※ 本調査は、政府統計オンライン(https://www.e-survey.go.jp)に上記の調査対象者ID、パスワードでログインしての回答も可能で、※ 令和元年12月末時点の状況をご回答ください。			
記入ご担当者			
担当部署 担当者名 電話	番号 -	-	
※調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますの ご連絡先のご回答をお願いします。	で、記入担当者の氏	名、	
問1 貴社では商業用不動産(オフィス)の管理を行っていますか	ゝ。当てはまるもの	を1つご回答ください。	
1. 管理している 2. 管理していない	調査は以上で終っ	「です」	
問2 貴社について、該当する番号に1つだけOをつけてください。	0		
1. 大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円超かつ常時使用する従業	業員の数が300人超の	会社)	
2. 中小企業(資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社)			
3. 個人事業者			
4. 会社以外の法人			
問3 貴社で管理している商業用不動産(オフィス)の施設数をこ	ご回答ください。		
施設			

貴社で管理している商業用不動産(オフィス)の共用部分におけるたばこの(火をつけて喫煙するたば こ)の喫煙環境について、(1)屋内(共用部)、(2)屋外それぞれに該当する商業用不動産(オフィス) 数をご回答ください。

(1)屋内(共用部)	商業用不動産 (オフィス)
1. 屋内全面禁煙	施設
2. 喫煙専用室設置	施設
3. 1.及び2.以外	施設

※参考 喫煙専用室の技術的基準 (喫煙専用室で必要となる「煙の流出防止措置」) ①入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること

- ②壁、天井等によって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外に排気されていること

(2)屋外	商業用不動産 (オフィス)
1. 敷地內全面禁煙	施設
2. 一部に喫煙可能な場所を設置	施設
3. 屋外全面喫煙可	施設

屋外の定義

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があって、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう

問5 貴社で管理している商業用不動産(オフィス)の共用部分における加熱式たばこ(IQOS(アイコス) glo (グロ一)、Ploom TECH (プルーム・テック))の喫煙環境について、該当する商業用不動産 (オフィス)数をご回答ください。

	商業用不動産 (オフィス)
1. 屋内全面禁煙	施設
2. 喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている(喫煙のみ、飲食等は不可)	施設
3. 加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置(喫煙のみ、飲食等は不可)	施設
4. 加熱式たばこ専用の喫煙および飲食等も行える部屋の設置(加熱式たばこ専用喫煙室)	施設
5. 1.~4.以外	施設



調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。